

令和2年度事業計画

自 令和2年 1月 1日

至 令和2年12月31日

I 方針

我が国の養蜂をめぐる情勢は、養蜂家数については、平成24年6月の養蜂振興法の改正により、小規模の養蜂家も含めて届出が義務化されたことから、平成25年1月以降趣味の養蜂家も増えてきたことから増加傾向にあった。平成30年から31年の飼育戸数は、前年と比較して増加し、平成31年1月現在は9,782戸と前年（平成30年1月1日9,578戸）に比べ204戸、約2.1%増となっている。

また、蜜源植物の植栽面積は、平成30年現在118.6千ヘクタールと前年（平成29年）の132.0千ヘクタールと比べ13.4千ヘクタール、約10.2%減少しており、平成29年は増加したものの、長期では減少傾向で推移している。

国内のはちみつ生産量は、平成30年は2,826トンと前年（平成29年）の2,827トンとほぼ変わらず、近年はほぼ横ばいで推移している。

輸入量は、平成30年は44,521トンと前年（平成29年）の42,821トンに比べ1,700トン、4%の増となっており、このうち約65%は中国からの輸入である。

輸入量が増加したことから、はちみつの自給率は、前年の6.2%から6.0%に減少したものの、自給率はほぼ横ばいで推移している。

国産はちみつの価格動向は、卸売価格で1kg当たり1,300円から3,000円の水準となっており、生産コストや消費者の国産志向から、中国産をはじめとした輸入はちみつと国産には相当程度の価格差が生じている。

その他、蜂産品として、ローヤルゼリー約2トン、蜜ろう23トンが国内で生産されている。

また、花粉交配用（ポリネーション）の蜜蜂として86千群が用いられ、果樹栽培、園芸用施設栽培、野菜種子等様々な農業生産現場で大いに活躍し、農作物の結実増収、食糧増産等に貢献している。

以上のように、届出養蜂飼育戸数が増加傾向にある中で、蜜源植物の植栽面積は各植物ともに漸減傾向であり、蜂群配置に支障を来している面が見られる。

国産はちみつの消費動向は、はちみつ農薬残留等といった新聞報道によるマイナスイメージがありつつも、消費者の国産志向や健康志向から消費量の増加が期待されることから、国産天然はちみつの生産拡大が重要な課題となっており、このためには、蜜源植物の植栽面積の拡大が不可欠な状況となっている。

このような状況を踏まえ、当協会の目的である（1）養蜂事業の発展を図り、産業の振興に寄与すること、（2）養蜂の技術を指導し花粉の媒介農作物の結実増収を図りもって食料増産に寄与すること等に即して、次の事業に取り組む。

（注）養蜂飼育戸数等の数値は、農林水産省生産局畜産部の【養蜂をめぐる情勢】（令和元年11月）の資料による。

II 事業内容

1 公益目的支出計画に係る実施事業

平成 26 年 1 月 6 日一般社団法人への移行に伴い、平成 26 年 1 月 5 日の一般正味財産期末残額高 171, 887, 185 円の財源をもって、公益目的支出計画に係る実施事業として、次の 4 事業に取り組む。

なお、計画上の完了見込みは平成 35 年 12 月 31 日。平成 30 事業年度末日にける公益目的財産残額は 67, 363, 483 円となっている。

(1) 養蜂に係る環境整備事業

はちみつ及び蜂製品の生産振興を支援することにより、花粉交配用蜜蜂が安定供給され農業生産の効率化を図り、農業の安定的な生産に大きく貢献するとともに蜂製品の安定供給により国民の食生活の向上と健康の増進に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

なお、実行にあたっては、緊急性の高い内容から優先順に取り組む（以下（2）、（3）、（4）の事業についても同じ）。

① 養蜂経営の安定（生産振興）事業等の支援

国庫補助事業、日本中央競馬会事業等の推進と併せて、支援及び関連事項の調査等に取り組む

② 後継者支援

後継者対策として、養蜂事業を行う青年部が開催する全国大会、支部段階の研修会等を支援する。

③ 養蜂振興情報提供

パンフレットやホームページ等を利用して、養蜂振興に関する情報として蜜蜂の適切な飼養管理技術、病虫害対策や園芸農家での適切な花粉交配用蜜蜂の取扱による蜜蜂の損耗防止技術等の情報を提供する。

(2) 蜂病・薬害対策事業

蜂病・薬害対策等として、蜜蜂の生命・健康を守ることへの支援を行い蜜蜂の損耗を防止することにより、はちみつ及び蜂製品の生産拡大と花粉交配用蜜蜂の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

① 蜂病及び薬害の研究・検査・予防

蜂病及び薬害の研究・検査・予防に取り組み、蜂病の実態把握、適切な予防対策を実施し、蜜蜂の損耗防止に役立てる。

② 薬剤対策

蜂病に対する予防薬・治療薬の開発や薬剤実用化により、蜜蜂損耗の防止に役立てることとし、当面は腐蝕病予防薬等に取り組む。

③ 衛生対策

器具・機材の消毒や蜂場の衛生対策を実施することにより、蜜蜂の損耗防止に寄与する。具体的には、微酸性電解水による器具・機材の衛生対策の技術指導等に取り組む。

④ 健康対策

蜜蜂が強健に活動できるようにするため、健康増進のための飼料添加物やサプリメントの利用に取り組む。

(3) 蜂製品の消費者安定供給事業

農業・食料・環境等の観点からはちみつ・蜂製品の貢献・重要性について、国内及び世界のはちみつ・蜂製品関係団体・消費者団体・研究機関等との交流・情報交換等により情報収集し、また、広く養蜂家等に対しはちみつ・蜂製品情報を提供することにより、蜂製品の安定供給と消費拡大に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

① 蜂製品の分析

はちみつ等の蜂製品の分析技術向上及び分析による安全性の確認等を実施し、安全安心な蜂製品を生産・供給することにより、養蜂産業及び蜂製品産業の生産・消費に係る環境を整備する。当面は蜂蜜中の残留農薬モニタリングを実施する。

② 安心・安全なはちみつの生産

安心・安全・信頼のはちみつ生産ために、蜜蜂の飼養管理及び採蜜工程等、消費者へのはちみつを提供する過程を記録した「蜜蜂の採蜜・衛生管理台帳」の利用促進並びに法律に基づいた適正な表示等の推進に取り組む。

また、食品衛生法改正に伴い、はちみつ等販売事業者が、HACCPに沿った衛生管理が実施できるようにするための手引き書の普及・推進に取り組む。

③ 消費者団体との意見交換

消費者団体との意見交換により、消費者の養蜂・蜂製品への理解を深め、養蜂産業の生産消費に係る環境を整備する。

④ 養蜂関係団体との意見交換

国内・国外の養蜂関係団体との意見交換により、最新の養蜂・蜂製品に関する技術情報、規則、規格等の情報の収集・提供を行う。

具体的には、(一社)全国はちみつ公正取引協議会との規格に関する意見交換、世界養蜂協会連合会(アピモンディア)との連携、ニホンミツバチ関係団体との意見交換等に取り組む。

(4) 蜜源・蜜蜂安定供給対策事業

蜜蜂の安定供給のため、蜜源の病虫害防止、保護増殖、蜜蜂の適正管理、蜂場の分布調整の円滑化により、限りある蜜源の有効利用を促進し、はちみつ等蜂製品の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

① 蜜源植物の病虫害防止対策

蜜源植物の病害虫を防止することにより、蜜源の損耗を防止し、蜜蜂及び蜂製品の安定供給を図るため、レンゲに打撃を与えている外来害虫アルファルファタコゾウムシの天敵蜂であるBa（ヨーロッパトビチアメバチ）が平成26年1月生物農薬登録されたのでその生産・配布を行う。

② 蜜源保護増殖対策

蜜源植物等の保護及び増殖を行うことにより、養蜂振興と蜂製品の安定供給を図るため、次の事項に取り組む。

ア ニセアカシアをはじめとする蜜源樹木について、適正管理に留意しながら、保全保護、植栽の拡大等に関する活動に取り組む。

イ 農林水産省より関係省庁へ申し入れた林業振興・街路地、公園の整備等における蜜源植物の植栽について、現地段階で促進させるよう取り組む。

ウ レンゲ、ヘアリーベッチ、なたね、ビービーツリー等の作付面積拡大と新たな蜜源作物の探索とその実用化に取り組む。

③ 蜜蜂の適正管理対策

蜜蜂の適正管理により蜜源の有効利用や蜜蜂の損耗を防止し、蜜蜂及び蜂製品安定供給を図るため、これまで作成した養蜂飼養管理マニュアル等を都道府県団体及び養蜂家・園芸農家向けに必要な応じて提供する。

④ 蜜蜂移動分布調整対策

限りある蜜源を有効利用するため、県内・県外を移動する蜜蜂の適切な蜂群調整を図る。

また、園芸農家への花粉交配用蜜蜂の安定供給と使用後の適切な処置を行うよう関係団体に要請する。

具体的には、養蜂振興法等関係法令の周知徹底及び適切な分布調整の実施を要請する。また、花粉交配用蜜蜂の販売業者との情報交換を行う。

2 養蜂関連物資斡旋事業

(1) 事業目的

我が国の養蜂は、中山間地をはじめ全国各地地域において取り組まれており、はちみつ、ローヤルゼリー、蜜ろう等の蜂産品を生産し、甘味資源及び健康食品等として供給している。

また、花粉交配用蜜蜂として、みかん・リンゴ等の果樹作物、イチゴ・メロン等の園芸作物及びタマネギ・ブロッコリー等野菜種子など、農作物の花粉交配促進に寄与しており、我が国農業生産にとって重要な役割を果たしている。

こうした我が国の養蜂を背景として、当協会会員の経営安定と生産性向上に資するため、養蜂飼料、蜜源作物種苗、薬品、はちみつ販売用ビン・ラベル等多様な関連物資を斡旋販売し、会員各位の養蜂経営に寄与することを目的として、前年度と同様の事業内容で取り組む。

(2) 事業内容（斡旋物資の取扱品目）

- ① 養蜂飼料（越冬飼料、越夏飼料、建勢飼料）
- ② 代用花粉（ビーブリード、ビーハッチャー）
- ③ 健康飼料（スーパービー、アピタミン、ハイブアライブ）
- ④ 蜜源種苗（レンゲ、ヘアリーベッチ、ナタネ、ビービーツリー）
- ⑤ 病虫害予防駆除薬品（タイラン水溶散及び粉糖：腐蛆病予防薬、日農アピスタン・アピバール・チモバール：殺ダニ剤、エキガード：巣箱燻蒸用ガス）
- ⑥ 販売用促進用資材（ビン関係：ビン、キャップ、パッキン、ラベル、キャップシール、ドライヤー、花名シール、化粧箱、包装紙、ワンタッチ容器関係：ボトル、キャップ）
- ⑦ 養蜂資材（着脱式三角コマ）
- ⑧ ハチミツ管理用器材（糖度計、溶解装置）
- ⑨ 販売促進用パンフレット

(3) 斡旋物資の受注及び販売について

- ① 養蜂飼料は、毎年度価格を設定し、その後に会員に通知し受注する。
- ② 蜜源種苗（れんげ、ヘアリーベッチ、ビービーツリー等）については、毎年度6月ごろに種苗会社入札により決定し、会員に通知し受注する。
- ③ その他の品目については、常時、会員からの受注を受け発注する。

(4) 事業の推進の留意点

都道府県団体（各会員及び構成員）と連携を図り、1か月単位として、注文書の受付、業者への発注、物資の受領、代金の請求、代金の回収等の一連の業務を円滑化かつ効率的に行う業務体制を構築する。

また、主要な取引品目である養蜂飼料については、合理的価格設定による定期的かつ円滑な配給の実施に務める。

3 組織強化事業

平成24年6月養蜂振興法改正に伴い、小規模養蜂家（5群以下）も届出が義務化されたことから、平成25年1月以降、養蜂家数が増加している。

当協会の会員数は、令和元年9月現在2,844名で会員数の組織率は29%、全国の群数に占める当協会会員の群数のシェアは約63%となっている。

定款に掲げている「我が国の養蜂の振興に寄与する」ことを実行していくためには、新たに養蜂家として届け出た方々も会員に勧誘し、輪を大きくして組織活動に取り組むことが重要。

こうした状況下で、次の内容の事業に取り組む。

(1) 日蜂通信の発行

昭和32年から今日まで、63年間にわたり定期発行しており、会員への活動状況及び養蜂に係る情報提供を取り組んできたところであり、引き続き定期発行に努める。

(2) 各種会議の活動の展開

総会、理事会、委員会、ブロック大会、青年部会等の組織活動を積極的に取り組む。特に次世代を担う青年部活動については、必要に応じ支援していくこととする。

(3) 組織強化のための会員加入組織率の向上

都道府県団体が中心となって新たな会員加入の促進に努め、組織率の向上を図る。

(4) 関係試験研究機関等との連携強化

関係試験研究機関及び大学等の連携強化を図り、技術的な情報交換を通じて組織強化とレベルアップを図る。

4 その他の事項の取組み

(1) 農薬による蜜蜂被害対策について

最近、稲作におけるカメムシ防除のためのネオネコチノイド系の農薬散布による蜜蜂の斃死の被害が発生し、養蜂経営に影響を及ぼしている。

こうした農薬による蜜蜂被害対策について、「平成31年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」が、農林水産省（消費安全局農産安全管理・生産局畜産部畜産振興課）から指導されているが、被害対策が進んでいない地域が多々みられることから会員としての被害事例を積み上げ、農薬被害の防止、発生した場合の原因究明等を要請していく。

(2) 熊による養蜂業被害対策について

我が国の養蜂は、里山等山間部の蜜源樹木を蜜源とした天然の良質なはちみつを採取し生産しているところであるが、これらの地域において、近年、熊（ツキノワグマ、ヒグマ）による養蜂業の被害が生じており、養蜂家の財産である巣箱、蜜蜂、はちみつ等に大きな被害が発生している。

こうした熊による養蜂被害を守るため、電気柵や檻等の設置等への助成、熊捕獲の許可が取得出来るよう要望事項等を取りまとめ、その結果に基づいた対策等を関係部に要望していく。

(3) ダニによる養蜂業被害対策について

最近の温暖化によりミツバチヘギイタダニによると思われる蜂群への壊滅的な害が多発している。バロア病は主としてミツバチヘギイタダニによって引き起こされる症候群であるとともに、ダニは体液を吸うことによってウイルスを媒介する。

このため、当協会自らも蜜蜂のダニ寄生とウイルス感染率の実態調査を実施し、蜜蜂の安定生産に取り組む。

(4) ツマアカスズメバチについて

蜜蜂に悪影響を及ぼすおそれがある特定外来生物のツマアカスズメバチが毎年確認されていることから、関係機関と連携しながら情報提供に取り組む。